

意見提出者	個人
1. 項目	DRM回避規制
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>不正競争防止法と著作権法でDRM回避機器等の提供等が規制され、著作権法でコピーコントロールを回避して行う私的複製まで違法とされている。</p> <p>DRM回避規制については、2010年4月に公開された海賊版対策条約（ACTA）案において、DRM回避規制の対象行為の拡大（製造及び回避サービスの提供）や対象の拡大（「のみ」要件の緩和）等が必要な条文案が選択肢を示さない形で提示されている。</p> <p>2009年2月にDRM回避機器についてゲームメーカー勝訴の判決が出ていることなどを考えても、現時点で、現状の規制で十分である。</p> <p>著作権法において、私的領域におけるコピーコントロール回避まで違法とすることで、デジタル技術・情報の公正な利活用を阻む有害無益な萎縮効果が生じている。</p> <p>デジタル技術・情報の公正な利活用を阻むものであり、そもそも、私的なDRM回避行為自体によって生じる被害は無く、個々の回避行為を一件ずつ捕捉して民事訴訟の対象とすることは困難。私的領域でのコピーコントロール回避規制（著作権法第30条第1項第2号）は撤廃するべきである。コンテンツへのアクセスあるいはコピーをコントロールしている技術を私的な領域で回避しただけでは経済的損失は発生し得ず、また、ネットにアップされることによって生じる被害は公衆送信権によって既にカバーされているものであり、その被害とDRM回避やダウンロードとを混同することはおかしい。それ以前に、私法である著作権法が、私的領域に踏み込むということが異常。</p> <p>ユーザーの情報アクセスに対するリスクを不必要に高める危険なものとしかなり得ないこれ以上のDRM回避規制の強化は検討されるべきでないのは無論のこと、このような危険なものとしかなり得ない規制強化条項を含めた形での条約交渉を、何ら国民的なコンセンサスを得ない中で、一部の者の都合から政府が勝手に行うなどおよそ論外である。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>著作権法第30条第1項第2号  著作権法第120条の2  不正競争防止法第2条第1項第10号、第11号  海賊版対策条約（検討中）</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見	<p>著作権法第30条第1項第2号を削除する。  DRM回避規制に関して、ユーザーの情報アクセスに対するリスクを不必要に高める危険なものとしかなり得ないこれ以上の規制強化をしないと閣議決定する。</p>

直しの方向 性について の提案	
-----------------------	--